

認定基準の一部改正について

令和2年9月16日開催の理事会において、防音シートの認定基準の一部改正について承認され、即日施行することといたしましたのでお知らせいたします。
 なお、本改正の要旨等については、次のとおりです。

改正の主な要旨等

シート地に接合部を有する防音シートが開発されてきたことから、その接合部の引張試験を実施し、安全性を確保することとした。

防音シートの認定基準の一部改正について

1. 適用

現行のまま

2. 定義

現行のまま

3. 材料等

現行のまま

4. 構造等

現行のまま

5. 工作等

(1) 防音シートの各辺縁部等の加工は、次によるものとする。

a 縫製による場合

- (a) 本縫いを原則とし、本縫い以外の場合には、有効なほつれ止め加工をすること。
- (b) 縁部を仕立糸で全長にわたり、十分に縫い合わせてあること。
- (c) 縫込みロープを用いるものにあつては、縫込みロープの露出等がないこと。

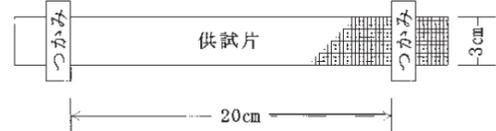
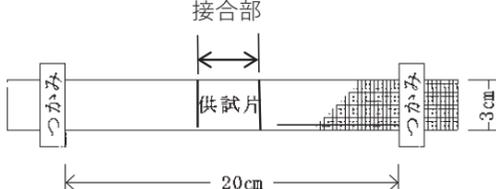
b 融着による場合

- (a) 縁部を全長にわたり十分に融着してあること。
- (b) 剥離がないこと。

(2) 形のゆがみが生じないように加工すること。

6. 強度等

(1) 防音シートは、それぞれ次の表の左欄に定める試験方法による試験を行った場合に、それぞれ同表の右欄に定める強度等を有するものでなければならない。ただし、接合部の引張試験はシート地に接合部（フラップ部、はと目部を除く）がある場合に、合成樹脂製はとめの衝撃試験は、はとめが合成樹脂の場合に行うものとする。

試験方法	強度等
<p>(シート地の引張試験)</p> <p>次の図に示すように、シート地より取り出した幅3cmの供試片を、つかみ間隔が20cmとなるように試験機に取り付け、20 ± 1 cm/minの引張速度で試験を行い、荷重の最大値及びそのときの伸びを測定する。</p>  <p style="text-align: center;">シート地の引張試験の例</p>	<p>1 荷重の最大値は、1.47kN以上であること。</p> <p>2 荷重の最大値(kN)と伸び(mm)との積の値は、68.6kN・mm以上であること。</p> <p>〔上記1, 2とも縦方向、横方向のうち弱い方向の値をいう。〕</p>
<p>(接合部の引張試験)</p> <p>次の図に示すように、シート地より取り出した幅3cmの供試片を、つかみ間隔が20cmかつ接合部がほぼ中央部となるように試験機に取り付け、20 ± 1 cm/minの引張速度で試験を行い、荷重の最大値及びその時の伸びを測定する。</p>  <p style="text-align: center;">シート地の接合部の引張試験の例</p>	<p>1 荷重の最大値は、1.47kN以上であること。</p> <p>2 荷重の最大値(kN)と伸び(mm)との積の値は、68.6kN・mm以上であること。</p>
<p>(はとめ等の装着部の引張試験)</p> <p>現行のまま</p>	<p>現行のまま</p>
<p>(合成樹脂製はとめの衝撃試験)</p> <p>現行のまま</p>	<p>現行のまま</p>
<p>(落下試験)</p> <p>現行のまま</p>	<p>現行のまま</p>

以下現行のまま